

Ashiya information

お知らせ

給与支払報告書の提出はお早めに



前年中に給与等の支払いをした従業員等(パート・アルバイト・退職者を含む)の給与支払報告書を提出してください。

■提出期限 1月31日(月)

■提出先 1月1日現在の従業員等の住所地の市町村(12月31日までに退職した人は退職時点の住所地の市町村)

〈普通徴収の際はお気をつけください〉

▶普通徴収切替理由書を添付

▶給与支払報告書の摘要欄に普通徴収切替理由を明記

※法人番号と個人番号を必ずご記入ください

※提出書類は市ホームページからダウンロード可

地方税ポータルシステムeLTAXからも提出できます。



■問い合わせ 課税課市民税係 ☎38-2016

技能功労者表彰



30年以上にわたり同一職種に従事し、優れた技能で社会に貢献した3人を表彰しました。

■受賞者 安藤茂(大工)・阪上裕史(造園師)・中村周二(スクリーン印刷工)〈敬称略・順不同〉

■問い合わせ 地域経済振興課 ☎38-2033

令和3年度芦屋市善行賞「つつじ賞」酒井裕子氏に贈呈



12月14日(火)に酒井裕子氏へ芦屋市善行賞「つつじ賞」を贈呈しました。平成18年から朝の登校時の児童の安全のためにJR打出村踏切際での見守り活動を始め、現在まで地域を温かく見守っておられます。

【善行賞「つつじ賞」とは】

まちの美化や親切な行為などの身近な善行を続けられている個人や団体へ、6月1日の「善意の日」を記念して贈呈しています

■問い合わせ 市長室 ☎38-2000

パブリックコメント(市民意見)募集の結果



いただいたご意見・結果を市ホームページで公開中です。

【芦屋市水道ビジョン】

【芦屋市水道事業経営戦略】

水道管理課 ☎38-2080

【芦屋市下水道ビジョン】

【芦屋市下水道事業経営戦略】

下水道課 ☎38-2064



保険料収入済額の通知書を送付

令和3年中に収納が確認できた保険料額の通知を1月下旬に送付します。所得控除の対象に

令和2年国勢調査人口等基本集計結果(確定値)



令和2年10月1日に実施した国勢調査の人口等基本集計結果が、総務省統計局から公表されました。

人口等基本集計は、全ての調査票を用いて市区町村別の人口・世帯構成や住居の状況・高齢化の状況などが把握できます。全国・都道府県・市町村別の結果は、総務省統計局のホームページをご覧ください。

■芦屋市の人口・世帯数

	人口総数	男	女	世帯数
令和2年	93,922	42,008	51,914	42,522
平成27年	95,350	43,089	52,261	41,881

■芦屋市の人口・世帯増減の状況(対平成27年比)

	人口増加数(人)	人口増加率(%)	世帯増加数(世帯)	世帯増加率(%)
芦屋市	△1,428	△1.5	641	1.5

問い合わせ 文書法制課 ☎38-2010

なりますので、確定申告に活用ください。

※12月下旬に納付された保険料が含まれていない場合があります

■問い合わせ 保険課徴収係 ☎38-2226 / 後期高齢者医療係 ☎38-2037 / 高齢介護課管理係 ☎38-2046

申請・届け出

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金



新型コロナウイルス感染症の影響を受ける低所得の子育て世帯に、令和3年5月から給付金を支給しています。支給対象に当てはまる人で、まだ給付金を受け取っていない人は申請してください。

■対象児童 平成15年4月2日(一定の障がいがある場合は平成13年4月2日)～令和4年2月28日に生まれた児童

■支給対象 対象児童を養育する父母等のうち主たる生計維持者が次のいずれかに当てはまるとき

▶令和3年度分の住民税(均等割)が非課税

▶令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入になった

▶ひとり親で公的年金等を受給していることにより、児童扶養手当を受給していない

▶ひとり親で収入が児童扶養手当受給者と同じ水準になった

■給付額 対象児童1人あたり5万円

■申し込み 2月28日(月)〈消印有効〉までに必要書類を下記へ

■問い合わせ 子育て推進課 ☎38-2045 (〒659-8501 住所不要)

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金



緊急小口資金・総合支援資金(新型コロナウイルス特例貸付)の初回貸付が総合支援資金(新型コロナウイルス特例貸付)の再貸付を終了した世帯は、支援金が受けられます。

■対象 次のいずれかに当てはまる世帯(収入・資産・求職活動等の要件あり)

【初回】

▶緊急小口資金及び総合支援資金(新型コロナウイルス特例貸付)の初回貸付を終了または最終借入月が3月までの世帯

▶総合支援資金(新型コロナウイルス特例貸付)の再貸付を終了または最終借入月が3月までの世帯

※最終借入月が未到来の世帯は、最終借入月の申請になります

【再支給】

▶初回支給期間(3カ月)内、いずれの月においても求職活動要件を満たし、報告を行った人

■支給月額 単身世帯6万円 / 2人世帯8万円 / 3人以上の世帯10万円

■支給期間 初回3カ月、再支給3カ月(最大6カ月)

■申し込み 3月31日(木)〈消印有効〉までに必要書類(市ホームページでダウンロード可)を郵送